○○森林造成組合規約

（名称）

第１条　この組合は、○○森林造成組合（以下「本組合」という。）と称し、○○支部、△△支部で構成する。

（目的）

第２条　本組合は、適正な森林造成を計画的、効果的に推進し、総合的な資源としての森林の培養と生産力の増大を図るとともに組合員の社会的、経済的地位の向上に資することを目的とする。

（事業年度）

第３条　本組合の事業年度は、毎年〇月〇日から〇月〇日までの１年間の期間をいう。

（事業の内容）

第４条　本組合は、第２条の目的を達成するため、次に掲げる事案を行う。

　　（１）人工造林に関すること

　　（２）天然林改良に関すること

　　（３）特殊林地改良に関すること

　　（４）復旧造林に関すること

　　（５）育林及び森林整備に関すること

　　（６）作業路開設に関すること

　　（７）その他、本組合の目的を達成するために必要な事業

（組合員の資格）

第５条　本組合の組合員となることができる者は、第２条の目的に賛同する者であって、原則として森林所有者とする。

（加入）

第６条　本組合員になろうとするものは、加入申込書を本組合に提出し、役員会又は総会の承認を得なければならない。

２　森林所有者である組合員の相続人であって、第５条の資格を有する者は、その相続開始後３０日以内に加入の申し出をした場合には、相続開始の時に組合員となったものとみなす。この場合には、被相続人の権利義務を承継する。

（脱退）

第７条　組合員は、止むを得ない理由により脱退しようとするときは、その旨を記載した書面を本組合に提出し、役員会又は総会の承認を得なければならない。

　（役員）

第８条　本組合に役員として組合長１名、副組合長　名、会計　名、監事　名、支部役員　名を置く。

２　役員の選任は、総会において組合員の互選により行う。

３　役員の任期は　年とする。ただし、ただし再選を妨げない

４　役員の一部が欠けた場合には、遅滞なくその後任者を選任するものとする。この場合の後任者の任期は、前任者の残り期間とする。

　（役員の職務）

第９条　組合長は、総会の決定に従って、本組合を代表して組合業務を総理する。

２　副組合長は、組合長の補佐にあたる。

３　会計は、本組合の会計業務にあたる。

４　監事は、組合の会計及び業務遂行の状況を監査し、監査結果を総会に報告する。

　（総会の招集）

第10条　組合長は、毎事業年度１回総会を招集する。

２　総会は、役員及び代議員「以下、構成員」をもってあてる。

３　代議員は、各支部から選出された次の者をもってあてる。

　（１）○○支部　名

　（２）△△支部　名

４　代議員の任期は、　年間とする。

５　組合長は、必要があると認めるときは、その都度総会を招集することができる。

　（総会の議決権）

第11条　構成員の議決権は平等とする。

２　構成員は、代理人をもって議決権を行使することができるものとする。

３　前項の規定により議決権を行使する構成員は出席者とみなす。

　（総会の決定事項）

第12条　この規約で定めるもののほか、次に掲げる事項は総会の決定を経なければならない。

　（１）事業の実施に関すること

　（２）規約の変更

　（３）解散

　（４）その他必要と認める事項

　（総会の定足数）

第13条　総会は、構成員の２分の１以上が出席しなければ、これを開くことができない。

　（総会の議決の方法）

第14条　総会の議事は、出席した構成員の２分の１以上でこれを決める。

２　議長は、組合長があたるものとする。

（役員会）

第15条　組合長は、必要があると認めるときは、その都度役員会を招集し、組合の業務及び運営の企画等に関する協議を行うものとする。

　（経費の負担）

第16条　本組合が行う業務及び運営に要する経費は、各組合員がこれを負担する。

２　前項により負担する経費の額及び徴収の方法は、総会で定める。

　（補助金の返還）

第17条　本組合の受領した補助金に返還義務が生じた場合における返還金の分担方法等は、総会で定める。

　（解散及び清算）

第18条　本組合は、目的を達成したとき、又は達成できなくなったときは、解散する。

２　前項の規定により本組合が解散しようとする場合は、次の事項を総会で定めておくものとする。

　（１）解散した場合において、生産する必要があるときは、その清算に当たる者

　（２）解散した後において、本組合の受領した補助金に返還義務が生じた場合における返還金の分担方法

　（３）残余財産の分割方法

３　第１項の規定により本組合が解散した場合は、その旨を岐阜県知事に通知する。

附　則

この規約は、　　　年　　　月　　　日から適用する。